

○根本委員長 これにて野田君、玄葉君、城井君、階君の質疑は終了いたしました。

次に、小野泰輔君。

○小野委員 日本維新の会の小野泰輔でございます。

二回目のテレビ入りの質問をさせていただくということで、先輩議員、同僚議員に感謝申し上げたいというふうに思います。今日は、東大阪市選出の岩谷良平議員にもお手伝いをいただきまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず一問目は、アサリの産地偽装問題についてでございます。

外国産であるアサリが、私もいました熊本県、そこで、熊本県産と称して全国で大量に流通しているという報道がなされました。これを受けまして、二月一日に農水省が調査結果を発表したということになっているんですが、この調査結果、昨年十月から十二月までの全国の小売の販売状況を調べた結果、そのうちの、推定販売量の八割が熊本県産だったということでございます。

ちょっとこのパネルを御覧いただきたいんですけども、八〇%の量が熊本県産だったと。しかし、目下、二〇二〇年度のデータですと、熊本県で一体どれぐらいのアサリが捕られたのかということ、僅か二十八トンなんですね。ですから、二千四百八十五トンも販売されているのに二十八トンしかない、どう考えてもおかしいわけです。

このことが、じゃ一体、実態はどうなっているのかということで、農水省が更にDNA解析をしたということでございます。そうすると、この熊本のとして売られていたものの九七%が、これが、外国産が混入している可能性が高いという結果になりました。私も熊本にいた時代から、このアサリの偽装問題というのはずっとありました。繰り返して行われてきたんですけども。

そういうところで、何がこれは問題なのかといいますと、食品表示法に基づいて産地のルールが決められているんですが、長いところルールというのがあります。水産物の場合、輸入してからちょっと、出荷するまでの間に落ち着かせるとか育てるとかということで、国内にも置いておくということがありますけれども、これが例えば、海外、中国から来た場合に、一年というふうにこのパネルで書いてございますけれども、それより長い期間、国内で置いておいた場合には、国産というふうに名のれるというようなルールになっているんですね。

ところが、アサリの場合には、大きくなると、どれぐらいの期間に国内にいたのかということもなかなか判別ができないということで、地元の熊本県でも、このルールそのものがやはり問題があるんじゃないかということで、見直しを求めているというようなこともあります。

また、国内で置いておくというのを蓄養というんですけども、蓄養のデータ自体も、これも、記録をしておくというような、書類の保管義務というものが定められていない、努力義務しかないということで、トレーサビリティの面でも非常に問題があるというような問題があります。

アサリ偽装事案、先ほどちょっと申し上げましたが、繰り返しこれは熊本県内でも取り上げられております。ここに御覧いただいたとおり、繰り返し進んできている、ずっとこの不正が改善されないということがあるんですけども、こういった状況をやはりそのまま置いておくわけにいかないということで、二月八日には、熊本県の蒲島知事が上京して、金子大臣そして若宮大臣にも要望して、このルールを改めてほしいとか、あるいはトレーサビリティをしっかりと改善してほしい、とにかく再発防止、そして、もしこれから同じようなことが起こった場合には厳しくこれは処罰をしてほしいという

ようなことも、これを要望しているということでございます。

この問題が明らかになってから、本当に私も面白いなと思ったんですが、スーパーに皆さんも行っていただくと、生きアサリ、殻がついた、貝がそのまま、貝のまま売られているアサリが全く今なくなっております。そして、むき身アサリの蒸したやつ、これがパックで売られているだけなんです。そして、産地は見事にほとんど中国産ということで、これは、今日はテレビでお茶の間で御覧になっている方々も本当に痛感されていると思います。今までのアサリは一体何だったのか、熊本産、あるいはほかの県産もあったわけなんです、これはやはり問題だろうと。熊本県知事もおっしゃっていますけれども、この問題をもうこんなに繰り返してはいけないというふうに思うんですね。

そういうことで、次のパネルも御覧いただきたいんですけども、これは熊本県だけじゃないということも非常に問題、これは強調しておきたいというふうに思うんです。これは、九州農政局管内で問題視されて、偽装事案ということで取り上げられたものを列挙しておりますけれども、熊本県産と言っているものも、全然熊本と実は関係ないところがやっているということもございます。

そういうことで、今日は時間がないので、まとめて続けて御質問をさせていただきますが、まず農水大臣、そして消費者庁に、この問題の分析、そして、これから二度とこうした消費者の方々を裏切らないような対策をどのように進めていくかということをお伺いしたいというふうに思いますし、また、岸田総理には、これからその再発防止を進めていく決意と、そして何より、熊本ということで、今、県庁にも物すごい、何百という苦情が来ているんですね。しかし、それはこれから実態解明されるでしょうけれども、必ずしも熊本産だからといって熊本の県内の人たちがやったことではないということもこれから明らかになってくるのではないかと思います、風評被害を発生するための、情報発信について、総理としてどのように取り組まれていくか。

そしてまた、そもそもの問題としては、これはやはり、有明海もそうなんですけれども、日本中の海が痩せ細っているという問題があります。やはり、それだけの漁獲高が取れないということで、これが、国産の需要に応えるために不正が行われているという問題もあります。根本解決としては、やはり豊かな海を取り戻していく。

有明海は閉鎖海でもありますし、そして、諫早の問題もまだまだいろいろありますけれども、そういう中で、豊かな海をどうやって取り戻していくのかということについても総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○金子（原）国務大臣 お答えいたします。

アサリの産地偽装事案につきましては、直近では昨年十二月に、外国産アサリを熊本県産と偽り販売していた事業者に、食品表示法に基づく表示の是正等の指示、公表を行いまして、消費者庁や警察にも情報共有を行いました。

二月一日に公表したアサリの産地表示の実態に関する調査を通じて把握した疑義についても、仕入れ先や販売先等の流通ルートを遡って立入検査等を行っているところでありまして、法に違反する事実を確認した場合は、表示の是正等の指示、公表を行い、消費者庁と警察に情報共有を行います。

農林水産省といたしましては、引き続き、表示の適正化に向けて、関係機関とともに連携を取りまして厳正に対応してまいりたいと思います。

○若宮国務大臣 委員御指摘のとおり、食品の表示、これは、消費者の皆様方にとっての商品選択に当たっての入口であり、そしてまた、かつ重要な判断材料であるというふうに思っております。産地を偽った商品が販売されること、これは消費者の信頼を揺るがす極めて重大な、深刻な問題だというふうに認識いたしております。

今回の一連の事案を受けまして、二月の八日ですが、熊本県知事が来庁されまして、

原産地表示ルールの運用の見直しなどについて御要望をいただいたところでもございます。現在のルールの下で表示違反を見つけるのがなかなか難しいということも背景にあるのかなというふうにも推察をいたしてございますけれども、御要望と現場の声をしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

また、現在、先ほど農水大臣からもお話ございましたけれども、産地偽装に係る疑義解明の調査が行われているかと思えます。農水省と連携をいたしまして、国内のアサリ流通実態を把握するなど、どうやったら表示の偽装を防げるのか、また、一番は、やはり、今、スーパーでもなかなか今商品が出回っていないというお話もございましたけれども、消費者の信頼を回復すること、これが一番だと思っております。御家庭でアサリをおいしく食していただけるような形、こういう観点から、消費者庁といたしましても、必要な取組、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 私も、かつて、初代の消費者行政推進担当大臣というのを務めたことがありました。そのときの経験からして、消費者の信頼という観点において、表示の適正化、これがいかに大事なことであるか、これを強く認識をしております。

本件につきましては、関係機関一体となって、食品表示法違反への厳正な対応、これをしっかりと進めなければならないと思っておりますし、あわせて、熊本県が進める産地偽装の防止の取組に協力をしていきたいと思えます。

そして、豊かな海という御指摘がありました。有明海再生特措法に基づき、熊本県を始め、有明海沿岸四県と協調し、アサリを含め、水産資源の宝庫である有明海の豊かな海としての再生に、政府としても取り組んでいきたいと思えます。

○小野委員 ありがとうございます。

とにかく、今日、是非頑張っていたいただきたいと思うのは、このアサリの偽装というものがずっと繰り返されてきていて、これが大きく消費者の皆さんの信頼を損ね続けているということでございますので、これはもう最後にするんだということで、是非、総理を始め、関係省庁の大臣、そして省庁の方々に、その決意で臨んでいただきたい。

今、熊本においては、熊本県が漁協をお願いをして、二か月程度の出荷停止をして、その間に信頼を取り戻すための仕組みをつくろうということで努力をしています。その間、収入はゼロということになっているわけですね。

こういったこともしっかりと酌み取っていただいて、そして一丸となって、消費者を裏切るような行ないがないようにということで進めていただきたいと思えます。

しばらく日本国民は、アサリの酒蒸しも食べられないというような状況が続く、そして、おわんに貝殻がついたアサリも食べられないということでございますので、これを一日も早くしっかりと元の状態に戻すために頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次は、アフガニスタンの退避者の問題についてお伺いしたいというふうに思います。

昨年八月に、私どもも、今、写真、これは本当に、国民の皆さんも、映画のような光景を御覧になって、本当にこんなことあるんだろうかと。このカブール空港、タリバンが陥落させるということで逃げ惑って、飛行機にもしがみつくような方々がいらっしゃいました。

そういう中で、日本も自衛隊機を派遣して何とか救おうというようなことで努力をされたわけですが、残念ながら、この飛行機に乗った方は、邦人が一名とアフガニスタン人が十四名というような非常に厳しい結果になりました。

この反省点というのは様々あると思えます。もう今日は本当に時間がありませんので、全てをいろいろ扱うことはできないんですけれども、もちろん、様々、これは外務省あるいは防衛省の方でも、反省点をこれからしっかりと、繰り返さないようにしようということは進めていると思うんですが、私は、今日は一点、自衛隊機で退避させようとした

人たちの対象についてお伺いをしたいというふうに思っております。

自衛隊機で連れて、危険が及んでいる方々、この対象は、大使館で採用されていた現地スタッフ、そして、JICAなど国際協力機構で雇用されていた方々、あるいはプロジェクトに関わっていた方々、そして、コロナで滞留していたアフガニスタン人の留学する予定でビザを発給されていた人たちというふうに限られています。

ところが、それ以外に、逃げたいというふうに言っていた方々が対象になっていなかった。そのことが、アフガニスタン人の支援活動をしている人たちにとっては、やはり日本政府は冷たいんじゃないかと。

例えば、対象外になっている方々は、留学を日本の大学なんかにはしていたんですが、元々はアフガニスタンの前の政府のスタッフだったりしていた、そして、日本で勉強して、そしてアフガンに帰って活動していた、活躍をしていたということなんですけれども、そうするとタリバンに狙われてしまうんですね。日本側にいただろうということで、やはり命の危険を感じると。タリバンの人たちが訪ねてきて、そしてどこにいるのかと。それから、尋問されるとかというような経験をした人もいます。そして、自分の親族も殺害されてしまったというような方もいます。そういう方々も含めて、この八月に自衛隊機でこれを救うべきだったというふうに私は思っているんです。

そして、今回、この国会で自衛隊法が改正されるということで、これを若干手直しをするということでございます。

そのパネルがこれですけれども、これによると、今まで、自衛隊機に乗せられるという者については、もちろん邦人は当然ですけれども、外国人は対象になっていませんでした。今回は、先ほど、カブールで自衛隊機に乗せようとしていたような方々、大使館にお勤めの外国人の方、あるいは独立行政法人の現地スタッフの方、こういった方々が、今度、これは邦人と同乗させるということしか今までできなかったんですが、単独で乗せられるということになりました。

しかし、その下、外務大臣が同乗させることを依頼した邦人や外国人、そしてその家族というところの要件は、実は変わっていないんですね。

私は、やはり、細かく、今大使館で雇われているからとかいうことで線引きをすることが本当に人道上いいのかどうかということを知りたいというふうに思うんです。本当に生きるか死ぬかのときに日本を頼って、そして日本ともゆかりがあって日本を愛している、そして日本で学んだことを生かしながら、そしてアフガンでも復興のために頑張っていたと。それは、今雇用されているからとか、あるいは留学する予定があってビザがあるからとか、そういうことではないというふうに思うんです。

やはり、日本の国益のことを考えるならば、日本に縁があって、そして命を狙われているかもしれないという人たちをちゃんと救う、そういうところまで含めて我々は考えていくことが必要だというふうに思うんですけれども、この自衛隊法の改正では、やはりそこは救えないというふうになります。そして、実際のところ、カブールに向かっていたバスに乗っていた人たちというのは、この下の部分の人たちというのがいなかったわけですね。

ですから、今日は林大臣にお伺いしたいのは、私が今申し上げた、やはり本当に生きるか死ぬかの段階で、もっと、要件をそこで法律で縛るのではなくて、本当に人道上必要であれば救い出すというようなことが、やはり血の通った外交官としてはこれは大事なのではないかとこのように思います。ですから、その点について、この範囲についてどうお考えなのかということ。

そして、総理には、もう一言だけお伺いしたいというふうに思いますけれども、今、このスキームで入国、退避できなかったアフガニスタン人が、様々な大学関係者とかい

ろいろな方々の努力で、この八月以降、日本に来ているんです。そういう人たちの生活とか居住とか、それから学習、就労とか、様々なサポートというものをやはりすべきだというふうに思いますが、この点について、政府としてこれからどういうふうにやっていくのか、今までもどうやってきたのか、その決意を総理にもお伺いしたいというふうに思います。

○林国務大臣 昨年八月、政府といたしましては、自衛隊機による退避支援の対象、今お話があったように、大使館やJICAの現地職員と配偶者、子供、それから、いろいろありまして、研修プログラム参加者、昨年の夏に日本の大学に留学のために来日予定であった方、さらには、留学や日本のNGOへの協力などで日本に縁のあるアフガニスタン人のうち日本で身元保証人がある者、こうなったわけでございます。

自衛隊機による退避支援の対象ですが、やはり退避に係る時間的な制約が存在した中で、日本政府との雇用関係や、日本における身元保証人の有無、生命身体に危険が及ぶ程度等の諸要素を総合的に勘案して決定したということでございます。

その上で、自衛隊機による退避オペレーションの終了後も、日本政府としては、日本関係のアフガニスタン人の出国については、個別の事情を踏まえて、必要に応じて支援を行ってきておるところでございます。

○岸田内閣総理大臣 我が国に退避されたアフガニスタン人の方々に対する対応ですが、例えば大使館の現地職員については、日本政府として、住居や食事、日本語教育の機会の提供等の支援を行っているわけですが、その他のアフガニスタン人ということにつきましては、事情は様々であります。NGO等が身元保証人になっているなど様々な事情がありますので、個別の事情を踏まえて、必要に応じた支援、これを今までも行っているところではありますが、これからもきめ細やかな対応を日本政府として行っていくことは重要であると認識をしております。

○小野委員 もっともっと、やはり我々が人道重きにわたって、そして、本当にぎりぎりの状態でもっと行動できるんだというような法律、制度にしていきたいというふうに思います。

そういう意味では、今日は防衛大臣にお伺いをしませんでした。やはり、救援に向かっている自衛隊の方々が、本当にこれは人道的にやはりやるべきなんだと言えばやれるような仕組みにすべきだというふうに思っています。そして、そのこと自体が、これが我々の国益にもつながるんだ、日本はやはりそうやって本当に困ったときに救ってくれる国なんだということをしっかりと示す。

今回、本当に私も、自衛隊、もちろん難しかったと思います。アメリカが、実は、本当はもうちょっと頑張ればよかったところもあるんでしょうし、そして、予想以上にタリバンが進攻が速かったということがあったと思いますけれども、これから危機的な状況がもしかしたらこの東アジアでも起こるかもしれませんので、是非そこで十分な対応ができるようにということを最後をお願いをしておきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、これで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。